

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（26）

本鑑定嘱託内容に関する被告意見

平成 19 年 1 月 22 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



第 1 本書面の目的

本書面においては、これまでの本鑑定に関する議論を踏まえ、本鑑定嘱託内容に関する被告意見を述べる。なお、本鑑定嘱託先として後記機関が適切であることは、本書面に先立つ被告準備書面（25）においてすでに述べている。

第 2 本鑑定嘱託内容に関する被告最終意見

1 証すべき事実

本件圃場において、遺伝子組換えイネである AD48 系統のイネから、体外にカラシナ・ディフェンシンが常時多量に溶出しないこと

2 鑑定嘱託先

嘱託先 東京大学大学院 新領域創成科学研究科先端生命科学専攻

住 所 千葉県柏市柏の葉 5-1-5

TEL 04-7136-3700

3 鑑定嘱託事項

後記三種類の実験（（2）および（3）については、嘱託先において、鑑定事項についての結論を導く上で最も適切と考える実験方法を、被告案あるいは原告ら案から選択し、実施するものとする）を、別紙遺伝子組換え実験実施条件にしたがって実施し、それぞれの実験結果を各々の

実験の精度を勘案しつつ総合的に判断した上で、本件圃場において、遺伝子組換えイネであるAD48系統のイネから、体外にカラシナ・ディフェンシンが常時多量に溶出するか否かについての結果を書面にて報告する。

4 本鑑定において実施する実験

- (1) 別紙被告提案実験1記載の水田水中のカラシナ・ディフェンシン有無の調査実験
- (2) 別紙被告提案実験2記載の免疫測定法、あるいは、原告ら準備書面(17)記載の原告ら提案にかかる免疫測定法のいずれかの実験
- (3) 別紙被告提案実験3記載の生物検定法、あるいは、平成19年2月1日限り提出予定の原告ら提案にかかる生物検定法のいずれかの実験

以上

別紙

遺伝子組換え実験実施条件

1 カルタヘナ法体系に基づく実施条件

- ① 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（通称カルタヘナ法）第12条及び同第26条第1項並びに同法施行規則第33条及び同34条の規定（資料1）に従い、研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号。以下、「第二種省令」という）第2条第5号に基づく植物作成実験に該当することから、第5条第4号イに基づき、別表第5に掲げるP1Pレベルの拡散防止措置を講じること。
- ② 実験室について、資料2記載の一定の設備を準備し、実験終了後に組み換え植物を不活化するなどの様々な措置を講じ（資料2）、さらに、実験実施組織に対しては、安全委員会の設置、記録保管、内部規則の設備等を準備すること（資料3）。
- ③ 鑑定に使用する遺伝子組換えイネの種子を運搬する際には、外部に拡散しない構造の容器に入れ、「取扱い注意」の表示を行う等、第二種省令第7条に基づいた措置を講じること（資料2）。

2 その他の条件

- ① 鑑定実施に対する被告の協力については、平成18年10月10日付け「平成18年8月18日付原告ら鑑定囑託の申立てに対する意見書」の第4以下において詳述するところであるが、仮に、被告において精製カラシナ・ディフェンシン、カラシナ・ディフェンシンの抗体等、遺伝子組換えイネ及び水田水（平成18年9月19日、貴庁立会いの下、被告北陸研究センター隔離圃場において採取し、現在、同セ

ンター内冷凍庫において-30℃で保管中の水田水。以下同じ。) 以外のもので、且つ、再実験に必要な試薬等を提供することとなった場合、再実験終了後、残りの精製カラシナ・ディフェンシン、カラシナ・ディフェンシンの抗体等の試薬は全量返却すること。

- ② 育成した遺伝子組換えイネから産出される物（花粉、種子、水分を当然に含むがこれに限らない）は採取しないこと。
- ③ 遺伝子組換えイネは再実験以外の目的で使用しないこと。
- ④ 第二種省令等に基づき、再実験終了後、育成した本件GMイネ等を廃棄する前に、オートクレーブ処理するなど不活化するための措置を講ずるとともに、残渣を処分すること。

以上の作業について、実際に実行されたか否かを裁判所立会いの下で確認すること。

別紙被告提案実験1

水田水中のカラシナ・ディフェンシン有無の調査実験

平成18年9月19日、貴庁立会いの下、被告北陸研究センター隔離圃場において採取し、現在、同センター内冷凍庫において-30℃で保管中の本件GMイネ株元の水田水（以下、単に「水田水」という）を遠心分離後、フィルターで濾過し、泥、プランクトン、藻、浮遊の枯葉などのゴミを除去する。この水田水をサンプルバッファーと混ぜたのち、SDS-PAGEにかけ、抗体測定法でディフェンシンの有無を調査する。

ポジティブコントロールとして、精製カラシナ・ディフェンシンを水田水で希釈・調整したサンプルをサンプルバッファーとよく混ぜた後、SDS-PAGEにかけ、抗体測定法でディフェンシンを確認する（検知下限の測定）。

（なお、現在、一般イネは刈り取りを終了し、水田水は既に落としてあるため、非組換えイネ株元の水田水の採取は不可能である。従って、比較対照水がないため、採取した水田水のカラシナ・ディフェンシンの有無の調査のみとした。）

別紙被告提案実験2

茎葉の浸せき実験等（免疫測定法）

1 茎葉の浸せき実験

水田水40mlを入れた50mlのファルコンチューブに組換えイネの茎葉約1g(注1)を2日間、浸せきし、25℃の状態、明期14時間、暗期10時間で緩やかに振とうする。振とう中に出たゴミを除くためにフィルター濾過する。浸せき水を1 μ l(マイクロリットル。以下同じ)を取り、サンプルバッファーと混ぜて、SDS-PAGE後、抗体測定法を行う。残りの浸せき水5ml(ミリリットル。以下同じ)を用いて、遠心・濃縮(注2)し、内容物を5 μ lの蒸留水によく溶かし、サンプルバッファーと混ぜて、1 μ l相当分をSDS-PAGE後、抗体測定法を行う。(原告準備書面(6)の提案実験区Aに相当)

同様のことを非組換えイネについても行う。(原告準備書面(6)の提案実験区Bに相当)

なお、平成18年10月10日付「平成18年8月18日付原告ら鑑定囑託の申し立てに対する意見書」に述べたとおり、ポジティブコントロールは水田水に精製ディフェンシンを加え、同様の操作を行えば足りる。

(注1)水田でのイネの成熟期において、1株(約80g)当たり水田水量は約4,500ml(条間30cm×株間15cm×水深10cm)であり、1株が全て水田水中に浸せきしたとして、40ml中では茎葉0.7gとなることから約1gとする。

(注2)濃縮操作については、凍結乾燥はディフェンシンの回収に高度な技術を要し、ディフェンシンのロスが多くなる可能性が高いことから、遠心・濃縮法が妥当する。

2 供試サンプルの確認実験

実験に供試する本件GMイネ(AD48系統)が、カラシナ・ディフェンシンを発現していることをあらかじめ常法にて確認しておく。方法としては、以下のとおり既提出の乙30号証とほぼ同じ方法にて行う。

本件GMイネの茎葉0.5gを鉢に入れ、液体窒素で凍結し、粉碎する。抽出バッファー1mlを加え、よく磨りつぶし、1.5mlの遠心チューブに全量回収し、遠心分離する。その後、上澄みをフィルターを使って濾過して、濃縮する。濃縮サンプル5 μ lをサンプルバッファーと混ぜて、SDS-PAGE後、抗体測定法を行う。

(注)被告は、「平成18年8月18日付原告ら鑑定囑託の申し立てに対する意見書」別紙被告提案実験内容3において、磨りつぶし実験を提案していたが、

原告ら準備書面（13）第3記載の原告ら提案に従い、不要とする。

生物検定法

検定対象となる遺伝子組換えイネの元品種は「どんとこい」であり、いもち病真性抵抗性遺伝子 *Pii* を保有している。したがって、検定に用いるいもち病菌の種類（レース）は、「どんとこい」に感染し、いもち病を発症するいもち病菌でなければならず、菌の種類を正確に選定しておくことが重要である。

本生物検定に使用するいもち病菌の種類（レース）を選定するため、いもち病菌増殖用寒天培地で培養したいもち病菌を孢子形成用培地に移植し、菌糸を十分に生育させた後、孢子形成処理を行う。他方、判定に最適な生育状態の判定用イネと「どんとこい」を準備し、上述の孢子を葉に噴霧接種する。接種後のイネは、25℃・20時間以上を相対湿度 100%の下において感染を促し、その後 25℃前後に管理された温室内で適切に管理して反応を判定する。

選定したいもち病菌をいもち病菌増殖用寒天培地上で 25℃で培養する。培養したいもち病菌の菌叢（そう）を直径約 5mm の円形に打ち抜き、これを検定用シャーレ(注1)の中心に置床する。菌糸が検定用シャーレの中心から約 2.5cm に生育するまで培養を続ける。

検定用シャーレの中心から約 3cm の位置に円筒平板法カップを置き、これに精製カラシナ・ディフェンシン溶液（1μg タンパク質相当量）を注入し、ポジティブコントロールとする。

組換えイネ (AD48) の葉と非組換えイネ「どんとこい」の葉の断片約 2cm (注2) を、リングカップを頂点とする正三角形の他の 2 つの頂点の位置にそれぞれ置床する。

検定用シャーレを 25℃で培養し、検定試料の周囲に菌糸が達するまで観察を続け、検定試料の周囲に阻止円が形成されるか否かを調査する。

なお、上記内容で 3 反復試験を行う。当然のことながら、本実験では、いもち病菌の感染力検定以外のすべての操作は無菌的に行うことが必要であることを申し添える。

(注1) いもち病菌増殖用寒天培地を直径 9cm シャーレに作製し、その中心にいもち病菌を移植し、25℃で培養したもの。

(注2) イネ種子を播種して幼苗を養成する。第 4 葉以上の葉身を約 10cm 切り取り、その表面を完全に滅菌し、滅菌試薬を十分に除いた後、葉の表面の余分な水分を除いたもの。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

（主務省令で定める拡散防止措置の実施）

第十二条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。

（情報の提供）

第二十六条 遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする者は、主務省令で定めるところにより、その譲渡若しくは提供を受ける者又は委託を受けてその使用等をする者に対し、適正使用情報その他の主務省令で定める事項に関する情報を文書の交付その他の主務省令で定める方法により提供しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定に違反して遺伝子組換え生物等の譲渡若しくは提供又は委託による使用等がなされた場合において、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認めるときは、生物多様性影響を防止するため必要な限度において、当該遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせた者に対し、遺伝子組換え生物等の回収を図ることその他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則
(平成15年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号)

(情報の内容)

第三十三条 法第二十六条第一項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 第一種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイから二までに掲げる事項
 - イ 遺伝子組換え生物等の種類の名称（名称がないとき又は不明であるときは、その旨）
 - ロ 当該遺伝子組換え生物等の第一種使用等に係る第一種使用規程が主務大臣の承認を受けている旨又は第五条第一号、第二号若しくは第六号に基づく使用等をしている旨
 - ハ 適正使用情報（適正使用情報が定められている場合に限る。）
- 二 第二種使用等をしている遺伝子組換え生物等を譲渡し、若しくは提供し、又は委託して使用等をさせようとする場合 次のイから二までに掲げる事項
 - イ 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をしている旨
 - ロ 遺伝子組換え生物等の宿主又は親生物の名称及び法第二条第二項第一号に規定する技術の利用により得られた核酸又はその複製物の名称（名称がないとき又は不明であるときは、その旨）
 - ハ 譲渡者が第十六条第一号、第二号又は第四号に基づく使用等をしている場合にはその旨
 - ニ 譲渡者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称並びに担当責任者の氏名及び連絡先）

(情報の提供の方法)

第三十四条 法第二十六条第一項の主務省令で定める方法は、次の各号のいずれかとする。

- 一 文書の交付
- 二 遺伝子組換え生物等又はその包装若しくは容器への表示
- 三 ファクシミリ装置を利用する送信
- 四 譲渡者等の使用に係る電子計算機と譲受者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を利用する送信であつて、当該電気通信回線を通じて前条各号に定める事項が送信され、譲受者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されるもの

研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）

（遺伝子組換え実験に係る拡散防止措置の区分及び内容）

第四条 遺伝子組換え実験（別表第一に掲げるものを除く。次条において同じ。）に係る拡散防止措置の区分及び内容は、次の各号に掲げる遺伝子組換え実験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 微生物使用実験 別表第二の上欄に掲げる拡散防止措置の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げる拡散防止措置の内容
- 二 大量培養実験 別表第三の上欄に掲げる拡散防止措置の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げる拡散防止措置の内容
- 三 動物使用実験 別表第四の上欄に掲げる拡散防止措置の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げる拡散防止措置の内容
- 四 植物等使用実験 別表第五の上欄に掲げる拡散防止措置の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げる拡散防止措置の内容

（遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置）

第五条 遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置は、次の各号に掲げる遺伝子組換え実験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号。以下「施行規則」という。）第十六条第一号、第二号及び第四号に掲げる場合並びに虚偽の情報の提供を受けていたために、第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を執らないで第二種使用等をする場合を除く。）。

- 一 微生物使用実験 次に掲げる遺伝子組換え生物等の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
 - イ 次のロからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1、クラス2又はクラス3である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP1レベル、P2レベル又はP3レベルの拡散防止措置とすること。
 - ロ 特定認定宿主ベクター系（認定宿主ベクター系のうち、特殊な培養条件下以外での生存率が極めて低い宿主と当該宿主以外の生物への伝達性が極めて低いベクターとの組合せであって、文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を用いた遺伝子組換え生物等（ハに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 核酸供与体の実験分類がクラス1及びクラス2である場合にあっては別表第二に掲げるP1レベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス3である場合にあっては別表第二に掲げるP2レベルの拡散防止措置とすること。
 - ハ 供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないこ

とが科学的知見に照らし推定される遺伝子組換え生物等 宿主の実験分類がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP1レベル又はP2レベルの拡散防止措置とすること。

ニ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性又は伝達性に関係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP2レベル又はP3レベルの拡散防止措置とすること。

二 大量培養実験 次に掲げる遺伝子組換え生物等の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ 次のロからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第三に掲げるLS1レベル又はLS2レベルの拡散防止措置とすること。

ロ 第一号ロに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 核酸供与体の実験分類がクラス1及びクラス2である場合にあっては別表第三に掲げるLS1レベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス3である場合にあっては別表第三に掲げるLS2レベルの拡散防止措置とすること。

ハ 第一号ハに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 宿主の実験分類がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第三に掲げるLS1レベル又はLS2レベルの拡散防止措置とすること。

ニ 第一号ニに掲げる遺伝子組換え生物等 宿主の実験分類及び核酸供与体の実験分類がクラス1である場合に、別表第三に掲げるLS2レベルの拡散防止措置とすること。

ホ 次の（1）又は（2）に掲げる遺伝子組換え生物等 別表第三に掲げるLSCレベルの拡散防止措置とすること。

（1） 認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体の実験分類がクラス1であるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるもの

（2） 別表第三に掲げるLSCレベルの拡散防止措置を執ることが適当である遺伝子組換え生物等として文部科学大臣が定めるもの

三 動物使用実験 次に掲げる遺伝子組換え生物等の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ 次のロからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等 動物作成実験に係る遺伝子組換え生物等（動物により保有されているものに限る。）にあっては宿主の実験分類が、動物接種実験に係る遺伝子組換え生物等（動物により保有されているものに限る。）にあっては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス1、クラス2又はクラス3である場合に、それぞれ別表第四に掲げるP1Aレベル、P2Aレベル又はP3Aレベルの拡散防止措置とすること。

ロ 第一号ロに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 核酸供与体の実験分類がクラス1及びクラス2である場合にあっては別表第四に掲げるP1Aレベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス3である場合にあっては別表第四に掲げるP2Aレベルの拡散防止措置とすること。

ハ 第一号ハに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 宿主の実験分類がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第四に掲げるP1Aレベル又はP2Aレベルの拡散防止措置とすること。

ニ 第一号二に掲げる遺伝子組換え生物等 動物作成実験に係る遺伝子組換え生物等（動物に保有されているものに限る。）にあっては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第四に掲げるP2Aレベル又はP3Aレベルの拡散防止措置とすること。

ホ 次の（1）から（4）までに掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え生物等 別表第四に掲げる特定飼育区画の拡散防止措置とすること。

（1） 供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されること。

（2） 供与核酸が宿主の染色体の核酸に組み込まれており、かつ、転移因子を含まないこと。

（3） 逃亡に係る運動能力が宿主と比較して増大しないことが科学的知見に照らし推定されること。

（4） 微生物である遺伝子組換え生物等を保有していない動物であること。

四 植物等使用実験 次に掲げる遺伝子組換え生物等の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ 次のロからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等 植物作成実験に係る遺伝子組換え生物等にあっては宿主の実験分類が、植物接種実験に係る遺伝子組換え生物等（植物により保有されているものに限る。）及びきのこ作成実験に係る遺伝子組換え生物等にあっては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス1、クラス2又はクラス3である場合に、それぞれ別表第五に掲げるP1Pレベル、P2Pレベル又はP3Pレベルの拡散防止措置とすること。

ロ 第一号ロに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 核酸供与体の実験分類がクラス1及びクラス2である場合にあっては別表第五に掲げるP1Pレベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス3である場合にあっては別表第五に掲げるP2Pレベルの拡散防止措置とすること。

ハ 第一号ハに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。） 宿主の実験分類がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第五に掲げるP1Pレベル又はP2Pレベルの拡散防止措置とすること。

ニ 第一号二に掲げる遺伝子組換え生物等 植物作成実験に係る遺伝子組換え生物等（植物により保有されているものに限る。）及びきのこ作成実験に係る遺伝子組換え生物等にあっては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス1又は

クラス2である場合に、それぞれ別表第五に掲げるP2レベル又はP3レベルの拡散防止措置とすること。

ホ 次の(1)から(4)までに掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え生物等 別表第五に掲げる特定網室の拡散防止措置とすること。

- (1) 供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されること。
- (2) 供与核酸が宿主の染色体の核酸に組み込まれており、かつ、転移因子を含まないこと。
- (3) 花粉、孢子及び種子(以下「花粉等」という。)の飛散性並びに交雑性が宿主と比較して増大しないことが科学的知見に照らし推定されること。
- (4) 微生物である遺伝子組換え生物等を保有していない植物であること。

(運搬に当たって執るべき拡散防止措置)

第七条 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち、運搬(遺伝子組換え実験又は細胞融合実験の過程において行われる運搬を除く。)に当たって執るべき拡散防止措置は、次に定めるとおりとする(施行規則第十六条第一号、第二号及び第四号に掲げる場合並びに虚偽の情報の提供を受けていたために、第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を執らないで第二種使用等をする場合を除く。)

- 一 遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- 二 当該遺伝子組換え生物等の遺伝子組換え実験又は細胞融合実験に当たって執るべき拡散防止措置が、P1レベル、P2レベル、LSCレベル、LS1レベル、P1Aレベル、P2Aレベル、特定飼育区画、P1Pレベル、P2Pレベル及び特定網室以外のものである場合にあっては、前号に規定する措置に加え、前号に規定する容器を、通常の運搬において事故等により当該容器が破損したとしても当該容器内の遺伝子組換え生物等が漏出、逃亡その他拡散しない構造の容器に入れること。
- 三 最も外側の容器(容器を包装する場合にあっては、当該包装)の見やすい箇所に、取扱いに注意を要する旨を表示すること。

別表第二(第四条第一号関係)

拡散防止措置の区分	拡散防止措置の内容
一 P1レベル	<p>イ 施設等について、実験室が、通常の生物の実験室としての構造及び設備を有すること。</p> <p>ロ 遺伝子組換え実験の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) <u>遺伝子組換え生物等を含む廃棄物(廃液を含む。以下同じ。)については、廃棄の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること。</u></p> <p>(2) <u>遺伝子組換え生物等が付着した設備、機器及び器具については、廃棄又は再使用(あらかじめ洗浄を行う場合にあっては、当該洗浄。以下「廃棄等」という。)の前に遺伝子組換え生物等を不活化するための措置</u></p>

	<p>を講ずること。</p> <p>(3) <u>実験台については、実験を行った日における実験の終了後、及び遺伝子組換え生物等が付着したときは直ちに、遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>実験室の扉については、閉じておくこと（実験室に出入りするときを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>実験室の窓等については、昆虫等の侵入を防ぐため、閉じておく等の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(6) <u>すべての操作において、エアロソルの発生を最小限にとどめること。</u></p> <p>(7) <u>実験室以外の場所で遺伝子組換え生物等を不活化するための措置を講じようとするときその他の実験の過程において遺伝子組換え生物等を実験室から持ち出すときは、遺伝子組換え生物等が漏出その他拡散しない構造の容器に入れること。</u></p> <p>(8) <u>遺伝子組換え生物等を取り扱う者に当該遺伝子組換え生物等が付着し、又は感染することを防止するため、遺伝子組換え生物等の取扱い後における手洗い等必要な措置を講ずること。</u></p> <p>(9) <u>実験の内容を知らない者が、みだりに実験室に立ち入らないための措置を講ずること。</u></p>
--	--

別表第五（第四条第四号関係）

拡散防止措置の区分	拡散防止措置の内容
一 P1Pレベル	<p>イ 施設等について、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) <u>実験室については、通常の植物の栽培室としての構造及び設備を有すること。</u></p> <p>(2) <u>排気設備については、植物又はきのこ類である遺伝子組換え生物等及び遺伝子組換え生物等を保有している植物（以下「組換え植物等」という。）の花粉等が飛散しやすい操作をする場合には、実験室からの排気中に含まれる当該組換え植物等の花粉等を最小限にとどめるものであること。</u></p> <p>ロ 遺伝子組換え実験の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) <u>別表第二第一号ロに掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>実験室の入口に、「組換え植物等栽培中」と表示すること。</u></p>
二 P2Pレベル	<p>イ 施設等について、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) <u>別表第二第二号イ（2）及び（3）に掲げる要件</u></p> <p>(2) <u>前号イに掲げる要件</u></p> <p>ロ 遺伝子組換え実験の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) <u>別表第二第一号ロ並びに第二号ロ（2）及び（4）に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>実験室の入口に、「組換え植物等栽培中（P2）」と表示すること。</u></p>

<p>三 P3Pレベル</p>	<p>イ 施設等について、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 別表第二第三号イ(2)から(12)までに掲げる要件</p> <p>(2) 第一号イに掲げる要件</p> <p>ロ 遺伝子組換え実験の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) 別表第二第一号ロ(1)から(4)まで及び(6)から(9)まで並びに第三号ロ(2)から(5)まで及び(7)に掲げる事項</p> <p>(2) 実験室の入口に、「組換え植物等栽培中(P3)」と表示すること。</p>
<p>四 特定網室</p>	<p>イ 施設等について、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(1) 組換え植物等を栽培する施設(以下「網室」という。)については、外部からの昆虫の侵入を最小限にとどめるため、外気に開放された部分に網その他の設備が設けられていること。</p> <p>(2) 屋外から網室に直接出入りすることができる場合には、当該出入口に前室が設けられていること。</p> <p>(3) 網室からの排水中に遺伝子組換え生物等が含まれる場合には、当該排水を回収するために必要な設備、機器又は器具が設けられていること、又は網室の床又は地面が当該排水を回収することができる構造であること。</p> <p>ロ 遺伝子組換え実験の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守すること。</p> <p>(1) 別表第二第一号ロ(1)、(2)、(4)及び(7)から(9)までに掲げる事項。この場合において、これらの規定中「実験室」とあるのは「網室」と読み替えるものとする。</p> <p>(2) 組換え植物等の花粉等を持ち出す昆虫の防除を行うこと。</p> <p>(3) 組換え植物等の花粉等が飛散する時期に窓を閉じておくことその他の組換え植物等の花粉等が網室の外部に飛散することを防止するための措置を講ずること(組換え植物等の花粉等が網室の外部へ飛散した場合に当該花粉等が交配しないとき、又は発芽しないときを除く。)</p> <p>(4) 網室の入口に、「組換え植物等栽培中」と表示すること。</p>

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成 15 年財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省告示第 1 号）

第二 遺伝子組換え生物等の使用等をする者がその行為を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項

1 他法令の遵守に関する事項

遺伝子組換え生物等の使用等を行う者は、法の規定によるほか、人の健康の保護を図ることを目的とした法令等予定される使用等に関連する他法令を遵守すること。

2 遺伝子組換え生物等の取扱いに係る体制の整備に関する事項

第一種使用規程（第一種使用等の場所を限定する等生物多様性影響を防止するために第一種使用等の方法を限定する場合に限る。4において同じ。）の承認を受けようとする者又は第二種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の使用等をする事業所等において生物多様性への影響を防止するための措置を適切に行うことができるよう、遺伝子組換え生物等の特性及び使用等の態様に応じ、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討する委員会等を設置し、第一種使用規程の承認若しくは拡散防止措置の確認を受けるに当たり又は第二種使用等を行うに当たり、あらかじめ遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについての検討を行うとともに、遺伝子組換え生物等の取扱いについて経験を有する者の配置、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する教育訓練、事故時における連絡体制の整備を行うよう努めること。

3 情報の提供に関する事項

譲渡者等は、譲受者等に対し、主務省令で定められる情報を提供する際、遺伝子組換え生物等の性状等に応じて、譲受者等が当該遺伝子組換え生物等を適切に取り扱うために提供することが望ましいと判断される情報を有する場合には、当該情報についても提供するよう努めること。

4 記録の保管に関する事項

第一種使用規程の承認取得者及び第二種使用等をする者は、使用等の態様、2の委員会等における検討結果、譲渡等に際して提供した又は提供を受けた情報等を記録し、保管するよう努めること。